

○栃木県道路公社高架橋下等駐車場利用約款

令和4年10月1日

(通則)

第1条 栃木県道路公社(以下「公社」という。)が管理運営する高架下駐車場及び陸橋下駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、この利用約款による。

(駐車場の名称及び所在地)

第2条 駐車場の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
鬼怒通り高架下駐車場	宇都宮市東宿郷5丁目地内及び 宇都宮市東今泉1丁目地内
鶴田陸橋下駐車場	宇都宮市鶴田町1410番地先
駒生陸橋下駐車場	宇都宮市駒生町810番地先
宇都宮北道路陸橋下駐車場	宇都宮市野沢町545-1から上戸祭町108-1地先、 宝木本町2252-1番地先、下金井町936-5地先
雨情陸橋下駐車場	宇都宮市鶴田町地内
下川俣陸橋下駐車場	宇都宮市下川俣町地内
栃木街道跨線橋下駐車場	宇都宮市鶴田地内

(契約の成立)

第3条 駐車場の契約者(以下「契約者」という。)は、この約款を承認・同意のうえ、契約書を取り交わし締結するものとする。

(駐車場利用料金)

第4条 駐車場利用料金(以下「料金」という。)及び収納方法については、契約書第3条に定めるものとする。

(営業休止等)

第5条 公社は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避(以下「営業休止等」という。)を行うことができる。この場合、公社は、可能な範囲において、他の駐車場への移動等、契約者の利用に関する措置を講ずるものとする。

- 1) 自然災害、火災、浸水、爆発及び施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- 2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- 3) 緊急の改修工事等を行うために必要があると認められる場合
- 4) その他、公社が必要と認めた場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車できる車両(自動二輪を含む。以下「契約車両」。)は、駐車枠内に駐車可能で積載物等を含む車高が陸橋橋桁等に接しない車両に限る。

(駐車位置の変更)

第7条 公社は、管理上必要があるときは、契約者の駐車位置を変更することができる。

(解約の手続)

第8条 契約者が契約を解約する場合は、その1ヶ月前までに、公社に届出をし、公社の指定する所定の手続きを経なければならない。

(駐車場内の通行)

第9条 契約者が駐車場内を車両にて通行するとき、事故防止等のため次の事項を守らせるものとする。

- 1) 徐行すること。
- 2) 追い越しをしないこと。
- 3) 出場する車両の通行を優先すること。
- 4) 警笛をみだりに使用することなく、静かに運転すること。
- 5) 標識、信号機の表示又は誘導者の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 安全確保及び迷惑防止のため、駐車場の契約者に次の事項を守らせるものとする。

- 1) 喫煙したり、火器を使用したりしないこと。
- 2) 紙くず等のゴミを捨てたりしないこと。
- 3) 他の契約者の駐車位置にはみ出したり、指定場所以外に駐車しないこと。
- 4) 契約車両の駐車格納以外の目的に使用しないこと。
- 5) 飲酒、賭け事、騒音を発する行為をしないこと。
- 6) 場内で宿泊しないこと。
- 7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたりしないこと。
- 8) 駐車中はエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- 9) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為をしないこと。
- 10) 駐車場で車両を洗淨しないこと。
- 11) 駐車場の施設及び人体に危険を及ぼす恐れのある危険物を積載しないこと。
- 12) その他業務又は他の利用者若しくは近隣の住民の迷惑となる行為をしないこと。
- 13) 事故等を発生させたときは直ちに公社へ届けること。
- 14) その他駐車場の管理に関することは、公社の指示に従うこと。

(応急及び事故に対する措置)

第11条 公社は、この駐車場の保安、防犯、防火、救護及び事故等に関し、契約車両の移動等必要な措置を講ずることができる。

(入場拒否)

第12条 公社は、次の場合には契約車両等を退去させることができる。又、この場合は、契約者は公社の指示に従うものとする。

- 1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚したりするおそれがあるとき。
- 2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- 3) 著しい騒音や臭気を発生するとき。
- 4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、又は液汁を出したり、こぼすおそれがあるとき。
- 5) 未契約車両を駐車したとき。
- 6) 料金の滞納が3ヶ月以上あるとき。
- 7) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(不正利用者に対する割増金)

第13条 契約者が、故意に他の駐車位置又は駐車位置以外に契約車両等を駐車した場合は、所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を契約者に請求できるものとする。

(契約の解除及び違約金)

第14条 公社は、第10条に定める場合のほか、契約者が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

- 1) 契約者が駐車場賃貸料の3ヶ月分を滞納したとき。
- 2) 駐車場の施設その他の物件を破棄する恐れのあるとき。
- 3) 法令に違反する改造等を施した契約車両等を駐車したとき。
- 4) 滞納を繰り返す場合、その他契約を継続することが著しく公序良俗に反すると認められるとき。

- 2 公社は、前項の規定により契約を解除する場合は、契約解除通知書により契約者に通知するものとし、契約解除通知書に記載された期日をもって、契約を解除したものとみなす。
- 3 契約者は、前項の規定により契約を解除された場合は、遅滞なく駐車場から契約車両等を撤去し、公社に明け渡さなければならない。なお、契約者が遅滞なく駐車場から契約車両等を撤去しない場合、公社は契約車両等を別の場所で保管することができる。この場合、契約車両等の保管に必要な費用は契約者の負担とする。
- 4 公社が第1項により契約を解除した場合は、契約者に対して違約金として違反した年次の料金年額に相当する金額の範囲内で公社の定める金額を請求できるものとする。
- 5 契約を解除した後、契約者が契約車両、あるいは、残留物を撤去しない場合は、公社は、契約者が、所有権を放棄したと看做し、契約者の費用負担において、契約車両等を任意に処分できる。
(反社会的勢力の排除)

第15条 公社は、契約者が次の各号に該当した場合、相手方は何ら催告を要せず契約を解除することができる。

- 1) 自らもしくはその役員(業務執行役員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者をいい、実質的経営者も含む。以下同じ)が『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』(平成3年5月15日法律第77号)第2条に定める暴力集団等もしくはこれらに準ずる者ならびにこれらの構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という)であることが判明したとき。
- 2) 自らもしくはその役員が反社会的勢力でなくなったときから5年経過しない者であることが判明したとき。
- 3) 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、契約を締結したとき。
- 4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしたとき。
 - ① 相手方に対して、自らが反社会的勢力である旨を伝え、又はその関係者が反社会的勢力である旨を伝える行為
 - ② 相手方もしくは第三者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ③ 風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて相手方又は第三者の業務を妨害し、もしくは信用を毀損する行為
 - ④ 暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 5) 意図的に駐車場に反復継続して反社会的勢力を出入りさせたとき。
- 6) 反社会的勢力と密接な関係を有し(資金等の提供を含むがこれに限られない)、又は反社会的勢力を利用し、もしくは反社会的勢力に便宜を提供するなど関与していると認められる関係を有していたとき。
- 7) 自ら又はその関係者が、暴力、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、賭博、違法薬物所持・使用等、拳銃不法所持等の刑罰法令に触れる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 8) 駐車場の周辺において、反社会的勢力の威力を背景に粗野な態度、言動によって、駐車場の利用者および管理者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
- 9) その他前各号に準ずる行為をしたとき。

(損害賠償)

第16条 公社は、契約者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その損害の賠償を請求するものとする。

(免責事項)

第17条 公社は、次の事項によって生じた車両又は契約者の損害については、公社に故意又は重大な過失がある場合を除き賠償の責を負わない。

- 1) 契約車両及び契約車両内に留置された物品等の滅失、損傷又は盗難。
- 2) 駐車場を利用する者の相互の事故又は第三者との事故。
- 3) 天災地変その他、公社の責めに帰すべき事由によらないで生じた事故。
- 4) 第14条の規定による措置。

(保管場所使用承諾証明書の発行)

第 18 条 駐車場保管場所使用承諾証明書は利用者の請求によりそれを発行する。

2 前項の保管場所使用承諾証明書の発行は、継続して3ヶ月以上滞納なく賃借している者又は3ヶ月分以上の前払金を支払った者に限る。

(不正使用に対する措置)

第 19 条 公社は、契約することなく車両等を駐車した者又はその車両を発見した場合は、その者又は車両に警告を行い、それに従わない者に対しては警察等に通報し、その排除に努める。

(引き取りの請求)

第 20 条 公社は、第 14 条第 1 項の規定により、解約又は解除となった日から起算して 30 日を超えて契約車両等を駐車させている場合は契約者に対し、通知又は駐車場における掲示の方法により、公社が指定する日までに契約車両等を引き取ることを請求できる。

2 前項の場合において、契約者が契約車両等の引き取りを拒み若しくは引き取ることができないとき又は公社の過失なくして契約者の所在を確知できないときは、公社は、契約車両等の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、公社が指定する日までに契約車両等を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、契約者は契約車両等の一切の権利を放棄したものとみなし、公社に対して契約車両等の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをすることはできないものとする。

3 前 2 項の請求を書面により行う場合は、公社が指定する日までに引き取りがなされないときは引き取りを拒否したものとみなす旨を付記することができる。

4 公社は、第 1 項の規定により指定した日を経過した後は、契約車両等に生じた損害について、公社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第 21 条 公社は、前条第 1 項の場合において、契約者又は所有者等を確知するために必要な限度において、契約車両（車両の内部を含む。）等を調査することができる。

(車両の処分)

第 22 条 公社は、契約者及び所有者等が契約車両等を引き取ることを拒み若しくは引き取ることができず又は公社の過失なくして契約者及び所有者等を確知できない場合であって、契約者に対して通知又は駐車場に掲示の方法により期限を定めて契約車両等の引き取りを催告したにもかかわらず、その期限内に引き取りがなされないときは、催告をした日から起算して3ヶ月を経過した後、公正な第三者の立ち会いのもと契約車両等の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 公社は、前項の規定により契約車両等を処分した場合は、遅滞なくその旨を契約者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 公社は、第 1 項の規定により契約車両等を処分した場合は、駐車料金並びに契約車両等の保管、移動及び処分のために要した費用を請求するものとする。なお、処分によって生じる収入があればこれを控除し、残額があるときは利用者の請求に基づき返還する。ただし、前項の規定による通知又は掲示をした日から起算して、2ヶ月を経過した場合は、契約者はその権利を放棄したものとみなす。

(この契約にない事項)

第 23 条 この約款に定めがない事項については、関係法令の規定に従って処理する。

附則

1 本約款は、令和 2 年 1 1 月 1 日から施行する。

2 本約款は、令和 4 年 1 月 2 5 日から施行する。

3 本約款は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。